

## 11月3日の米国FOMC声明について

大和証券投資信託委託株式会社

### < FRB(米国連邦準備制度理事会)は量的緩和の規模拡大を決定 >

FRBは11月3日(現地、以下同様)、FOMC(米国連邦公開市場委員会)で決定した金融政策を声明として発表しました。新たな金融緩和措置として、2011年第2四半期末(6月末)までに6,000億ドルの米長期国債を購入する意向を表明しています。

### < 今回の金融緩和措置の背景 >

FRBは声明の中で、「前回のFOMCが開催された9月以降も、生産と雇用の回復ペースが遅いことが確認されている。個人消費は緩やかに増加しているが、高い失業率などにより抑制されたままである。設備やソフトウェアへの民間投資は増加しているものの、年初のペースよりは減速している。企業経営者は雇用を増やすことに依然として慎重である。長期のインフレ期待は安定しているものの、実際のインフレ率はここ数四半期、基調としては低下している」などとし、景気判断については従来から大きく変更していません。その上で、今回の声明では、FRBの「責務」は雇用の最大化と物価の安定の達成であることを強調し、量的緩和再開の目的はその責務の達成が目的であるとしています。また、「今後入手する情報をもとに証券の買い入れのペースと資産買い入れ計画の全体の規模を定期的に見直す」とあり、6,000億ドルを一定の基準として明示しつつも、今後のFOMC毎に柔軟に対応する余地を残したことになります。

### < 今後の見通し >

市場では、バーナンキFRB議長が8月下旬に行った講演の中で「非伝統的な方法による、一段の金融緩和を行う用意がある」と発言して以降、量的緩和規模の拡大が実施されるとの見方が徐々に支配的となっていました。その間、資本市場では、緩和規模の拡大を材料に株価の上昇や債券利回りの低下(債券価格の上昇)が既に進行しており、今回の措置が市場の期待を下回るものとなれば、失望を招きかねない状況となっていたと思われます。そうした文脈で考えると、今回の緩和の規模は、市場の想定とほぼ合致するものであり、FRBは市場の反応を相応に意識して今回の措置を決定したと考えられます。

FRBが金融危機への対応として量的緩和規模の拡大を実施したのは、2008年12月から2010年3月までで、その総額は1兆7,500億ドルでした。今回の措置による月間の資産買い入れの規模は、MBS(住宅ローン担保証券)などの償還金の再投資を加えるとこれに匹敵するとの見方もあります。

また、今回の拡大措置の全体の規模や買い入れペースは、今後の実体経済動向によっては変更されることが表明されていることから、市場は経済指標、特にインフレや雇用に関する統計に注目することになりそうです。

なお、11月2日に行われた米国の中間選挙では、野党の共和党が下院で60議席以上を増やして歴史的勝利を収めています。与党民主党は上院では辛うじて過半数を維持したと報道されていますが、オバマ政権は今後は共和党との協力を意識した、より現実的な政策路線に軌道修正していくことが予想されます。今回の選挙の結果がどのような影響を及ぼすかについては、現状では不透明であり、市場は今後の政策運営をにらみながら判断していくことになりそうです。

以上

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会